

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第八項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗に関する届出を変更する旨の届出について、縦覧に供する。

平成十九年十月九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 変更の対象となった届出

平成十九年岡山県公告第一八一号で公告された大規模小売店舗の新設に関する届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）山陽マルナカ建部店

所在地 岡山市建部町宮地字百田五六一ー一ほか

三 届出の概要

1 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）

午前七時三十分から午後十一時三十分まで

（変更後）

ア 駐車場一ー一 午前七時三十分から午後十一時三十分まで

イ 駐車場一ー二 午前七時三十分から午後十時まで

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）

四箇所

（変更後）

四箇所（出入口二及び三については、午後十時から午前七時三十分まで閉鎖する。）

2 届出年月日

平成十九年九月二十五日

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十月九日から平成二十年二月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び岡山市経済局産業課